

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成29年1月16日（平成29年（独情）諮問第3号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（独情）答申第98号）

事件名：弁護士会からの懲戒処分の通知書（直近のもの）の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「弁護士会からの懲戒処分の通知書（直近のもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、その全部を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、日本司法支援センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年12月27日付け司支総第182号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

これらは、事業を営む個人の情報が含まれているが、弁護士会による懲戒処分は官報及び日本弁護士連合会の自由と正義という雑誌及び各弁護士会の広報等により発表されているので、公にされている情報に該当する。従って、かかる情報は、開示されなければならない。

開示をすると、日本司法支援センターの業務の適正な遂行に支障を及ぼすと主張があるが、懲戒に関する情報は公にされている情報であるから、支障を及ぼす恐れがあるとまでは言えない。

よって、原処分は直ちに取消されなければならない。

##### （2）意見書

センター側は、弁護士会による懲戒処分の情報は、「後に官報や広報誌等により公表され得る情報ではあるが」という立場であるが、弁護士会による懲戒処分の情報は、処分の後に官報及び広報誌等で例外なく公開されており、検事総長が非公開とした事例での答申においても開示されたことと同様、本件においても公開されなければならないものであり、

センター保有情報のみを特別扱いすべき根拠及び事情も何ら認められない。

センター側は今回文書の全部を非公開にしているが全部を非公開とするまでの事情があるとは言えないし、弁護士会での懲戒処分歴の開示請求制度は、ほとんど使用する者もおらず、金1000円を支払い、しかも開示請求の事実が弁護士に通知されるというもので、何の意味もない制度である。

情報公開法に基づき文書を開示してもセンターの信用を失うということなどあり得ない。既に検事総長や法務大臣が弁護士の懲戒に関する文書を公開しており、センターが、検事総長や法務大臣と同様に公開措置を講じたからといって信用が失われるということなどあり得ない。むしろセンターが開示しないことで懲戒弁護士が誰かを隠すことになるから、法律扶助を行うというセンターの信用そのものにかかわる事態になりかねず、本末転倒であるばかりか、ひいては非公開処分自体によってセンターとしての信用を失うことによって、弁護士の案件についての被害者から必要な情報を取得できなくなる恐れがあり、業務の深刻な支障を及ぼす結果を生じるものと推測される。

よって、開示が相当であると考える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

#### 1 法5条2号イについて

当センターが保有する懲戒処分通知は、各単位会の懲戒委員会で決定された処分の情報であり、審査請求や処分取消しの訴えを提起し、処分内容が変更される可能性がある。

ゆえに、弁護士会による懲戒処分の情報は、後に官報や広報誌等により公表され得る情報ではあるが、当センターの判断により、懲戒情報を開示することは懲戒を受けた弁護士の利益を不当に害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示が相当であると考える。

#### 2 法5条4号柱書きについて

対象文書が弁護士会と弁護士会会員弁護士間の情報であるため、法14条1項に基づき対象の弁護士会へ意見照会を行ったところ、当該文書は対象の弁護士会会規に基づき、関係団体に対し、業務への必要性から通知しているものであり、当該文書が当センターより第三者に開示されることを予定していないことや、弁護士会では、懲戒処分歴の開示請求に対して、開示対象者を事件関係者等に限定しているため、当該文書は不開示としていただきたいとの意見書が提出された。

これに反して文書を開示すれば、当センターの信用を失い、弁護士の付議案件等に関する必要な情報を弁護士会から取得できなくなるおそれがある。

り、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、法5条4号柱書きに該当し、不開示が相当であるとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年1月16日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月1日     | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月6日       | 審議            |
| ⑤ | 同月27日      | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月13日    | 審議            |
| ⑦ | 同月29日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、「弁護士会からの懲戒処分のお知らせ（直近のもの）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条2号イ及び4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件対象文書は、特定弁護士会から送付を受けた懲戒処分の通知書であるが、同弁護士会へ意見照会を行ったところ、平成28年12月20日に「不開示としていただきたい。」との意見書を受領した。この時点で官報を確認したが、対象となった懲戒処分情報は掲載されていなかった。

平成28年12月20日、現段階で一般に公表されていない弁護士の懲戒情報を、弁護士会の意見に反して、当センターの判断で開示することは、弁護士会の信用を失うことにより、業務に関する協力が得られなくなることで、当センターの業務遂行に支障が生じるおそれがあることや、弁護士の利益を不当に害するおそれがあることを理由に、全部不開示決定を行うこととする案を起案し、決裁回付した。同月27日に決裁が終了したが、同月22日には対象となる情報の一部が官報に掲載され、決裁の途中で一般に公表されている情報となった。

官報掲載の申込は、懲戒情報を管理している弁護士会が行っているため、当センターではいつ懲戒情報が官報に掲載されるかは把握すること

ができない。さらに上記のとおり、起案の段階では、官報の掲載確認を行っており、対象となる情報が掲載されていなかったため、一般に公表されていない情報として認識し、開示不開示の検討を行った結果、平成28年12月27日付け法人文書不開示決定通知書のとおり決定を行った。

しかしながら、本件は法人文書不開示決定通知書の日付である処分が行われた日が基準日となる旨の指摘があり、当センターとしては、上記経緯で検討した結果ではあるが、一般に公表されている情報となっているため、文書を開示することはやむを得ないと判断するに至った。

ただし、本件対象文書には、官報には掲載されない、懲戒の理由の要旨が記載されており、特定弁護士会は当該情報について公表は行っていない。なお、各弁護士会の行った懲戒処分については日本弁護士連合会が機関雑誌（「自由と正義」）において公告を行うこととされており、当該公告には懲戒の理由の要旨も記載されることとなるが、その記載内容は日本弁護士連合会の独自判断によるものであり、公告が掲載される時期も事案により異なっている。

現時点で「自由と正義」誌は2017年2月号まで刊行済であるが、本件対象文書に係る事案については未掲載であり、同誌において今後公告される内容と本件対象文書に記載されている内容の異同、公にされる時点の相違、さらに審査請求や処分取消しの訴えを経て処分内容が変更される可能性等も考慮すれば、懲戒の理由の要旨が記載された部分については、これを公にすることにより弁護士の利益を不当に害するおそれが生じることは否定し難く、また、ひいては弁護士会からの情報取得等が円滑に実施できなくなる等といったことにもつながりかねないことから（なお、日本弁護士連合会の「懲戒処分の公告及び公表等に関する規程」によると、懲戒の理由の要旨については、弁護士会がセンターに対して通知することとされている事項に含まれていない。）、センターの業務の遂行に支障を及ぼすおそれも否定し難い。

よって、全部開示が相当ではなく、懲戒理由の要旨についてはなお不開示とする部分開示が相当であると思料する（法5条2号イ及び4号柱書き）。

- (2) 日本弁護士連合会及び各弁護士会による、弁護士の懲戒処分に関する公告・公表等については、日本弁護士連合会の会規である「懲戒処分の公告及び公表等に関する規程」により行われているところ、本件対象文書に記載されている特定弁護士の懲戒処分事案については、原処分時点で既に特定弁護士会により官報公告が行われており、同公告には掲載されない「懲戒の理由の要旨」についても、上記会規の規定により、同会の機関雑誌「自由と正義」における公告には掲載することが予定されて

いるものである。また、本件対象文書中の「懲戒の理由の要旨」に係る記載について、「自由と正義」誌に公告されている他の懲戒処分事案に係る該当の記載と比して著しく詳細な情報が含まれているといった状況も認められない。

以上を踏まえて検討すると、本件対象文書に記載されている特定弁護士の懲戒処分に係る情報は、いずれも、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であって、原処分時点でたまたま当該情報の一部が公にされていない状態に置かれているにすぎないのであるから、そのような状態が維持されることについて、法の規定により保護されるべき特定弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益が存するとはおよそ認め難く、これを公にすることにより特定弁護士の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、原処分時点で特定弁護士会における当該懲戒処分の公告、公表に係る所定の手続は既に完了しており、「懲戒の理由の要旨」についてもこれを公にすることにより特定弁護士の権利利益を害するおそれは認められないのであるから、上記の情報を公にすることが特定弁護士会の業務に何らかの影響を及ぼし、センターに対する信頼が失われる等とすべき事情も認め難く、センターの業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件対象文書は、諮問庁が説明する法5条2号イ及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イ及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同条2号イ及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋